

【問題一】 左の〈史料一〉を読み、設問に答えなさい。

〔設問一〕 この文書はいつ作成されたか。ア～オの中から適切なものを選びなさい。

ア	昭和十六年十二月八日
イ	昭和二十二年五月三日
ウ	昭和二十六年九月八日
エ	昭和二十八年十月十九日
オ	昭和三十二年四月十日

〔設問二〕 この史料から日本の戦後教育について何か語ってみよう。

〈史料一〉

(一) 日本代表は充分な防衛隊をもつには四つの制限があることを強調した。その制限とは法的、政治的ないし社会的、経済的及び物理的なものである。

(イ) 法的制限とは、憲法上の制限である。日本国憲法第九条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」と述べている。

憲法の起草者はまた改正手続を特に困難にすることに注意を払った。国政指導者が憲法改正を必要とすると確信しても、近い将来においてかかる改正は実行できないものと思われる。

(ロ) 政治的ないし社会的制限とは、占領当局が憲法起草に当って考慮した政策そのものに基くものである。すなわち日本人は占領八年間において何事が起ろうと銃をとるなと教えられた。かかる教育によつて最も影響をうけたのは、最初に徴募をうけるべき若者達である。その外に婦人、知識層、遺家族達がおり、これらの人達は右以外の説得は到底聞き入れないのである。

〈中略〉

(二) 物理的制限とは、募兵に伴うものである。国民が自分の外に自分を守るものが何処にもないということを確認するのであれば、――日本の場合これは教育ないし方向転換の問題を意味し、従つて相当の時間を要するであろう――多数の青年を早急に徴募することは単にモブ(群集)をつくるにすぎない。また共産主義者の浸透政策によつてこれらの青年がその銃を母国に向けないとは限らないのである。多数の青年を急激に募ることは日本においては不可能であるか、またはすぎる危険なことであることを示している。日本においては憲法の禁止によつて徴兵はできない。

〈中略〉

(三) 本会議の参加者はこれらの制限を認識し、

(イ) 日本にしかるべき防衛隊らしきものを創設するのみならず、維持するためにすら、かなりの額の軍事援助が来るべき何年間かの間必要であることに意見一致した。…

〈中略〉

(ハ) 本会議参加者は、日本国民が自己の防衛に関しより多くの責任を感じるような気分を国内に

つくることが最も重要であると意見一致した。愛国心と自己防衛の自発的精神が日本において成長する如き気分を啓蒙と啓発によつて発展することが日本政府の責任である。

【問題二】左の〈史料二〉を読み、設問に答えなさい。

〔設問一〕この史料はいつ作成されたか。ア～オの中から適切なものを選びなさい。

ア	明治五年八月
イ	明治十二年八月
ウ	明治十九年四月
エ	明治二十三年十月
オ	明治四十一年十月

〔設問二〕この史料が果たした役割について自由に語ってみよう。

〈史料二〉

聖旨

教学大旨

教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス、然ル所以ノ者ハ、維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖トモ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐れ、所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス、是我邦教学ノ本意ニ非サル也、故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ隨テ益々長進シ、道德才芸、本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布滿セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ

小学条目二件

一 仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ、然トモ其幼少ノ始ニ、其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ、他ノ物事已ニ耳ニ入リ、先入主トナル時ハ、後奈何トモ為スコカラス、故ニ当世小学校ニテ絵図ノ設ケアルニ準シ、古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ画像写真ヲ掲ケ、幼年生入校ノ始ニ先ツ此画像ヲ示シ、其行事ノ概略ヲ説諭シ、忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス、然ル後ニ諸物ノ名状ヲ知ラシムレハ、後來忠孝ノ性ヲ養成シ、博物ノ学ニ於テ本末ヲ誤ルコト無カルヘシ、

一 去秋各県ノ学校ヲ巡覧シ、親シク生徒ノ芸業ヲ驗スルニ、或ハ農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ、甚キニ至テハ善ク洋語ヲ言フト雖トモ、之ヲ邦語ニ訳スルコト能ハス、此輩他日業卒リ家ニ歸ルトモ、再タヒ本業ニ就キ難ク、又高尚ノ空論ニテハ、官ト為ルモ無用ナル可シ、加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ、県官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ、是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ、故ニ農商ニハ農商ノ学科

ヲ設ケ、高尚ニ馳セス、実地ニ基ツキ、他日学成ル時ハ、其本業ニ歸リテ、益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラ
ンヲ欲ス

【問題三】左の〈史料三〉及び〈史料四〉を読んで、設問に答えなさい。

〔設問一〕これらの史料はいつ作成されたか。ア～オの中から適切なものを選びなさい。

ア	明治五年
イ	明治十九年
ウ	明治三十二年
エ	大正七年
オ	昭和十二年

〔設問二〕この史料の教員史上における意味について、自由に語ってみよう。

〈史料三〉

第一条 師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス

但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス

第二条 師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス

第三条 高等師範学校ハ吏京ニ一箇所尋常師範学校ハ府県ニ各一箇所ヲ設置スヘシ

第四条 高等師範学校ノ経費ハ国库ヨリ尋常師範学校ノ経費ハ地方税ヨリ支弁スヘシ

〈史料四〉

第一条 尋常師範学校卒業生ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日ヨリ十箇年トシ其間教職ニ従
事スルノ義務ヲ有スルモノトス

第二条 尋常師範学校卒業生ハ卒業証書受得ノ日ヨリ五箇年間其府知事県令指定ノ学校ニ
奉職スルノ義務ヲ有スルモノトス

但郡区長ノ薦挙ニ係ル生徒ハ卒業証書受得ノ日ヨリ五箇年間其郡区長指定ノ小学
校ニ奉職スルノ義務ヲ有スルモノトス

